

公 表 第 2 号

地方自治法第199条第12項の規定により、久留米市長 及び 久留米市農業委員会会長から当該監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成26年1月27日

|          |         |
|----------|---------|
| 久留米市監査委員 | 田 中 俊 博 |
| 久留米市監査委員 | 埴 秀 二   |
| 久留米市監査委員 | 秋 吉 政 敏 |
| 久留米市監査委員 | 塚 本 篤 行 |

定期監査の結果に基づく指摘事項等の措置状況

監査実施年度：平成24年度

部局名：健康福祉部

| 指摘事項等 |      |  | 措置状況  |
|-------|------|--|---|
| 指摘事項  | 事務監査 | 行政手続事務<br>社会福祉事業経営者の許可取消等の「不利益処分」の基準について、当該処分の根拠法である社会福祉法の改正に伴って必要となった処分基準に係る変更が行われていないものがある。  | ご指摘の点につきましては、これまでに当該基準を適用して処分を行った事例がなく、法改正日までさかのぼる利益がないことを確認したうえで、平成25年4月1日付けにて、基準を改正いたしました。                  |
| 指摘事項  | 財務監査 | 契約事務<br>久留米市身体障害者福祉センター等の管理について、指定管理者との年度協定の締結に係る起案の遅れにより、実質的に無協定で業務が行われている期間があり、さらにそのために、本年度4月分及び5月分の指定管理料の支払が遅れているため、適正な事務を行うこと。   | ご指摘の点につきましては平成25年度より是正しており、今後も適切な事務処理に努めてまいります。   |
| 意見    | 事務監査 | 広報事務<br>久留米市公式ホームページ内の、保健・福祉施設に関するページに、条例や実態と異なる表示や、その表記方法に統一性がない部分が見られるものがある。<br>インターネットを用いた情報の発信は、事業内容の工夫や利用者のニーズの把握に加えて、今や行政においても幅広く利用者呼び、施設の稼働率を向上させるためのツールとして、非常に重要なものであるといえるので、正確で分かりやすいものとなるよう努められたい。 | ご指摘の点につきましては、正しい表示としたほか、統一性のある表記に改めました。<br>今後とも、インターネットを用いた情報の発信が非常に重要であることを再認識し、今後も正確で分かりやすいものとなるよう努めてまいります。 |

定期監査の結果に基づく指摘事項等の措置状況

監査実施年度：平成24年度

部局名：農業委員会事務局

| 指摘事項等 |      |            | 措置状況  |
|-------|------|------------|---|
| 指摘事項  | 財務監査 | 臨時職員賃金支給事務 | 任用時に交付した辞令書において、誤って基本賃金の額に通勤手当相当賃金を含めた金額を記載しているものがある。 |
|       |      |            | 指摘を踏まえ、任用時に交付した辞令書等について、直ちに訂正、差し替えを行いました。             |